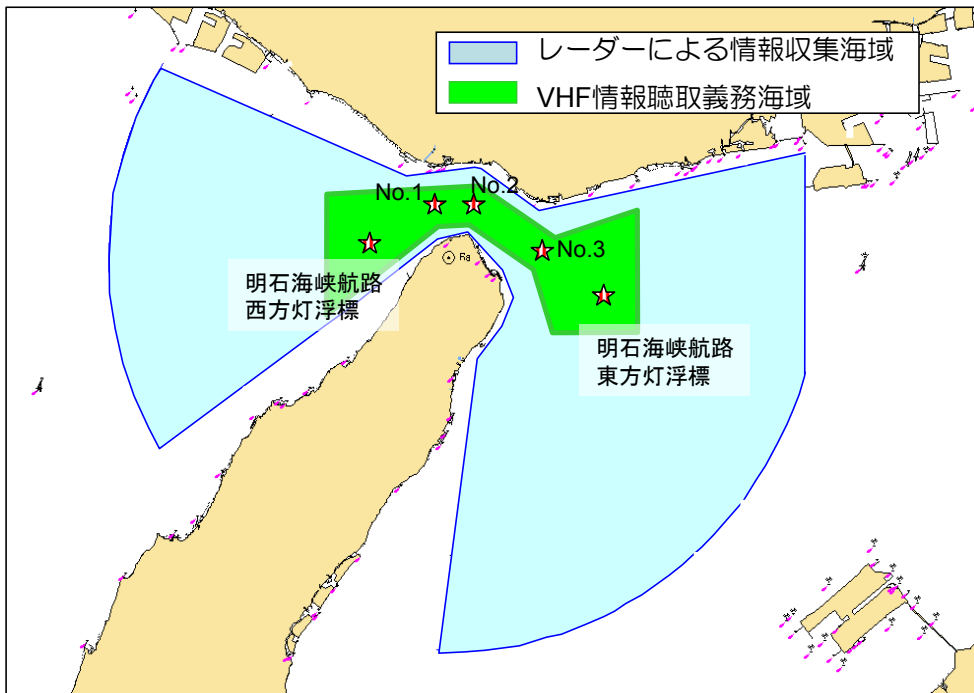


# VHFによる情報の聴取が義務化されています。

(VHF情報聴取義務海域(緑色の海域)内を航行する長さ50m以上の船舶)



平成22年7月の海上交通安全法の一部改正に伴い、長さ50m以上の船舶については、施行規則別表第3の海域(左図の緑色で囲まれた海域)を航行している間は、当所が行う国際VHF(CH16)による情報を聴取しなければなりません。

対象となる船舶は

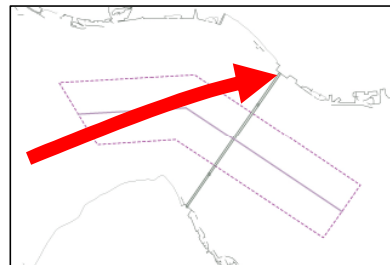
- ① VHF無線電話を備えていない
- ② VHF無線電話による通信が困難
- ③ 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行っている

場合を除き、情報を聴取しなければなりません。

また、長さ50m以上の船舶等(AISを搭載し、適切に運用している船舶は除く)は、最初に位置通報ラインを通過した時、当センターに船名等を通報してください。

情報聴取義務海域において、当センターからの国際VHF(CH16)による情報提供を聴取せず、漫然と航行したことにより、船舶が乗揚げられる海難が発生しました。

本船及び陸上施設に多大な損傷を与える結果となりました。



大阪湾海上交通センター